

特定非営利活動法人つどい 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人つどい定款第19条に基づき、理事ならびに監事（以下、「役員」という）に支給する月額報酬について、基本事項を定めるものである。

(報酬の決定)

第2条 役員報酬は理事会で協議した上で、支給対象者及び支給金額を理事長が決定する。

(報酬の支給日)

第3条 役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員の報酬は、本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(委任)

第5条 この規定に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

附則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。